

議第3号

高山市公告式条例等の一部を改正する条例について

高山市公告式条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月26日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

紙面による掲示等の見直しに伴い改正しようとする。

高山市公告式条例等の一部を改正する条例

(高山市公告式条例の一部改正)

第1条 高山市公告式条例（昭和25年高山市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(条例の公布)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の条例の公布を行ったときは、その写しを支所前の掲示場に<u>掲示し、市民の縦覧に供する。</u></p>	<p>(条例の公布)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の条例の公布を行ったときは、その写しを支所前の掲示場に<u>掲示するとともに、市のホームページに掲載する。</u></p>
<p>(告示、訓令等の公布)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 <u>第2条第2項</u>の規定は、前項の告示、訓令等に準用する。</p>	<p>(告示、訓令等の公布)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 <u>第2条第2項及び第3項</u>の規定は、前項の告示、訓令等に準用する。</p>

(高山市行政手続条例の一部改正)

第2条 高山市行政手続条例（平成8年高山市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法によって行うことができる。</u></p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処</u></p>

分の名あて人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2～4 (略)

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2～4 (略)

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲

示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

（聴聞に関する手続の準用）

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

（聴聞に関する手続の準用）

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

（高山市財政状況の公表に関する条例の一部改正）

第3条 高山市財政状況の公表に関する条例（昭和39年高山市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>（公表の方法等）</p> <p>第4条 財政状況の公表は、<u>市内3か所以上に掲示してこれを行なう。</u></p> <p>2 <u>前項の財政状況は、何人もその掲示の日から6か月以内においては、市長の指定した場所でその閲覧を請求することができる。</u></p>	<p>（公表の方法等）</p> <p>第4条 財政状況の公表は、<u>高山市公告式条例（昭和25年高山市条例第15号）第4条に規定する告示によりこれを行なう。</u></p>

（高山市屋外広告物条例の一部改正）

第4条 高山市屋外広告物条例（平成18年高山市条例第40号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>（広告物等を保管した場合の公示の方法）</p> <p>第18条 法第8条第2項の規定による公示</p>	<p>（広告物等を保管した場合の公示の方法）</p> <p>第18条 法第8条第2項の規定による公示</p>

は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間（法第8条第3項第1号に規定する広告物については、7日間）、公衆の見やすい場所に掲示すること。
- (2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物等については、前号に規定する期間が満了しても、なお当該広告物等の所有者、占有者その他当該広告物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を市広報に掲載すること。

は、前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間（法第8条第3項第1号に規定する広告物については、7日間）、高山市公告式条例（昭和25年高山市条例第15号）第4条に規定する告示により行うものとする。

- 2 法第8条第3項第2号に規定する広告物等については、前項に規定する期間が満了しても、なお当該広告物等の所有者、占有者その他当該広告物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その告示の要旨を市広報に掲載する。

（高山市都市公園条例の一部改正）

第5条 高山市都市公園条例（昭和41年高山市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（工作物等を保管した場合の公示の方法）</p> <p>第13条の3 法第27条第5項の規定による公示は、<u>次に掲げる方法により行わなければならない。</u></p>	<p>（工作物等を保管した場合の公示の方法）</p> <p>第13条の3 法第27条第5項の規定による公示は、<u>前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、高山市公告式条例（昭和25年高山市条例第15号）第4条に規定する告示により行わなければならない。</u></p>

<p>(1) <u>前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。</u></p> <p>(2) <u>前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等については、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を市広報に掲載すること。</u></p> <p>2 市長は、<u>前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧に供するものとする。</u></p>	<p>2 <u>前項の告示に係る工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等については、同項の告示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その告示の要旨を市広報に掲載する。</u></p> <p>3 市長は、<u>前2項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧に供するものとする。</u></p>
---	---

(高山市営住宅条例の一部改正)

第6条 高山市営住宅条例（平成9年高山市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居者の公募の方法)</p> <p>第4条 市長は、入居者の公募を次の各号に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。</p> <p>(1) <u>新聞への掲載</u></p> <p>(2) <u>テレビジョンによる放送</u></p> <p>(3) <u>市役所前掲示場における掲示</u></p> <p>(4) <u>市広報たかやまへの掲載</u></p>	<p>(入居者の公募の方法)</p> <p>第4条 市長は、入居者の公募を次の方法によって行うものとする。</p> <p>(1) <u>市役所前掲示場における掲示</u></p> <p>(2) <u>市広報への掲載</u></p> <p>(3) <u>市のホームページへの掲載</u></p>

2 (略)

2 (略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。